

## 大阪府年末生活保護交渉② 2020.11.24 大阪府庁新別館北館

大阪府山元課長補佐ほか対応

### 緊急小口資金について

**大生連** 緊急小口資金特例貸付について返済免除になる条件とは？

**大阪府** 国からは条件は示されていない。

**岸和田** たくさんの世帯が貸付を受けているが、さらなる充実を求めている。返済の時期になったら、岸和田社協の体制では対応しきれないのではないかと危惧している。大阪府としてアドバイス、助言を考えているか。

**大阪府** 貸付免除については、償還時に所得の減少がつづく住民税非課税世帯です。償還が始まった場合の社協の体制については府社協が対応することになる。府として独自に対応は考えていない。国の制度なので国が対応すべきものと考えているが、府としてはマニュアルをつくって事務をすすめる必要があると考える。

### 母子福祉資金について

**柏原** ひとり親家庭からの相談があった。21歳母と3歳の子、今年8月にパートを解雇された。今は生保を利用しているが、コロナの時期でもあり、就職先が決まらない。この機会に、自立するために自動車の免許取得を考えた。柏原市母子福祉資金の担当に電話したら、就職先の内定通知書が必要で、免許証が必須の場合、貸付は利用できるが、それ以外は難しいと言われた。府として独自の制度はないか。

**大阪府** 担当が違うのでお答えできない。

**大生連** 一般の世帯が技能取得で利用する場合はどうなるのか。

**大阪府** 担当が違うので回答できない。調べて回答する。

### 緊急小口資金（国の財源）10月度の決定金額

10月 96,149件決定 178億47,130,000円決定金額

### アンケートへの感想 5単組50件のアンケートより

**大阪府** 82%が単身世帯。78%が60歳以上。（70代が最も多い）

保護世帯の声を聞く貴重な機会

国への要望については3点要望した。

- ① 級地の見直し（平成24年度より要望）
- ② ② 単身入院患者の生活保護費の引き上げ（平成23年度より要望）
- ③ 休日夜間の診療依頼証等の導入と統一した取り扱いを求める。（令和2年要望）

### 一時金について

**大阪府** 一時金についての経過を求められたが、一時金の資料が残っていない。生活保護

制度が法定受託事務に変更した時（平成 12 年）に廃止したか？ 制度変更をしたとしか聞いていない。申し訳ありません。

**大生連** 一時金制度は 1971 年黒田革新府政時にできた。公益質屋がなくなるので、代替として大阪市が見舞金制度を作って、のち大阪府も作った。大阪府の財政負担が 1/2、各自治体が 1/2 だった。

2000 年から減額をしてきた。大生連は一時金の存続を要望してきたが、大阪府は財政難と府独自の個人給付を見直すことになった。

また、生活保護基準が一般世帯の消費水準の 7 割になり一時金制度は目的を達したとして、2005 年に廃止された。しかし、府独自の制度は廃止したと言いながら、コロナ禍のもと、府独自の持続化給付金など給付されている。

また、保護費が消費水準の 7 割に達したというが、非正規労働者の増大などで賃金が下がり、それとの比較の 7 割だ。保護基準も引き下げられ実質的には保護費は大きく下がった。今こそ、一時金が必要。冬季加算はあるが、夏季加算の新設も実現を。その実現までは府独自の一時金を復活してほしい。

## 守口の 64 歳 10 ヶ月の保護利用者の就労強要について

**大阪府** 守口の課長と話した。「今まできちっとした就労指導ができていなかった。世間的に高齢者でも元気な方多い。社会参加の就労も言われるようになっていく。力のある方についてはもったいないと思うようになった。」「就労の強制は考えていないが、説明は丁寧にするべきだった。不信感、不安感を与えたことは申し訳なかった。65 歳の線引きについては守口市も年度末までとは考えていない。」大阪府は就労支援員の説明ではなく担当のケースワーカーがすべきだと伝えた。

## ケースワーカーの対応について

**寝屋川** 大阪府はなんでも、ケースワーカーに相談してくれと言われるが、聞く耳持たないケースワーカーがいる。

個別案件で初めて市長と福祉事務所長あてに団体交渉を申し入れようとした事例です。

A さんは精神障害 2 級、妻も病弱で入院を繰り返す。隣の家から「音がうるさい」と一年あまり文句を言われ続けた。（もう片方の隣家からは苦情は言われない。） 毎度の苦情に、A さんは転居を考え、ケースワーカーに相談した。

しかし、ワーカーから「医師の診断も出ていない」「隣人と仲良くなる努力を」「どうしてもなら、自分で費用を出して引越すのは勝手、10 万円の特別定額給付金をつかったら」と言われた。

あまりの暑さに特別給付金（2 人分 20 万円）でエアコン（10 万円）をつけた。生健会に相談して、医師の「転居が必要」との診断書も出た。家主にも相談したら、引越し費用（20 万円）の半分は負担してもいいとのことだった。

しかし、ケースワーカーは公費からは出さない、借金をして転居などあってはならないと話し合いも拒否してきた。医師の診断書もつけて、福祉事務所に申し入れをし、なんとか、公費で支給の方向に行ったが、この対応は問題があるのではないか。【引っ越し費用は認めた】

**大阪府** 府下の監査では、抽出して調べる。日々はケースワーカーと SV の判断で対応しているが、ここには決定権はない。ケース判断会議を開いて幹部が決定する。

### 国が画策している医療費一部負担について

**大阪府** 最低生活保障という国の基準がある。それと両立する中で、負担をする。保障する中での一部負担を考えている。

**大生連** それはありうるか？ 償還ということにしても、時間がかかり、その間は最低生活を割るではないか。

**大阪府** 国は負担の生じないよう制度設計を見直している。

**大生連** 生活保護に医療扶助がついているのはなぜか。医療費が免除されているのか。法 57 条で公租公課が禁止されており、医療扶助も保障されている。

**大阪府** 医療費が最低生活費とは別に必要なため。

**大生連** 大阪府が一部負担を要望した理由は何か。

**大阪府** 医療費の適正実施と健康管理の意識を高められるように要望した。一部の方に重複受診や頻回受診がある。それを是正するためです。

**大生連** 大阪府が要望するのであれば、実際に重複や頻回受診の数を把握すべきではないか。大阪市との交渉で次のようなやりとりをした。

**大阪市** 平成 30 年 6 月 1 日までは頻回受診は同一傷病について同一月内に 15 日以上受診し、3 ヶ月以上続いている人とされていた。平成 28 年度受診状況把握対象者数が 2214 名、指導対象者数は 450 名です。(29 年度 1745 名、571 名) 大阪市内の生活保護全体では 14 万人になるが、450 名中に重複の方もおられるので比率は単純には出ない。

**大生連** 現下は一部負担をなぜ要望しているのかの根拠について答えていない。吉村市長が衆議院厚生委員会で発言した時は、重複受診、頻回受診を理由にしていた。しかし、今日のやり取りの中で、重複受診状況 10443 件中(大阪市の説明では※重複が疑われる件数)、指導対象になったのは 450 人と言われた。それが一部負担導入の理由とは思えない。

**大阪市** 頻回受診平成 29 年度把握対象者 1748 人で指導対象者が 578 名です。

## 住宅扶助について

**門 真** 平成 27 年に住宅扶助 55000 円が 52000 円に下げられた。精神障害の父、母、子ども 2 人の 4 人世帯。本来この世帯は経過措置の住宅扶助が出るのではないか。

この世帯の場合、継続して居住していたら 55000 円のままだったのではないか。自治体への通知が徹底していなかったので、間違った運用がされた経過がある。経過を調べて対応してほしい。

## 私のひとこと

**貝 塚**

生活保護の申請をしても支給されるまでに 1 ヶ月以上かかることもある。どうやって 1 ヶ月を食いつなげるか。申請したその日から食べられるようにしてほしい。

**枚方交野**

移送費の支給要件として「熱心かつ誠実に」の基準を聞きたい。一回でも必要な時は移送費を支給して。求職活動などで、返信用の切手が必要な場合は支給してほしい。

**大阪府** 府としては困難。市裁量以上の回答はできない。基準はない。